

予算の公表について（公告）

平成25年3月29日専決処分をした平成24年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成 24 年 度 新 潟 県 一 般 会 計 補 正 予 算

平成24年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52,851,831千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,406,854,476千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県税		千円	千円	千円
	第1項 県民税	225,563,000	890,000	226,453,000
	第2項 事業税	78,409,000	653,000	79,062,000
	第3項 地方消費税	39,387,000	461,000	39,848,000
	第4項 不動産取得税	34,561,000	△	34,522,000
	第5項 県たばこ税	4,543,000	82,000	4,625,000
	第6項 ゴルフ場利用税	5,145,000	△	5,094,000
	第7項 自動車取得税	589,000	△	575,000
	第8項 軽油引取税	4,411,000	159,000	4,570,000
	第9項 自動車税	25,274,000	△	24,925,000
	第10項 鉞区税	32,877,000	△	32,870,000
	第11項 狩猟税	49,000	1,000	50,000
	第12項 産業廃棄物税	39,000	△	38,000
	第13項 旧法による税	275,000	△	271,000
		4,000	△	3,000

第 3 款 地方譲与税								
	第 1 項 地方法人特別譲与税	34,618,989				3,664		34,622,653
	第 2 項 地方揮発油譲与税	29,544,100				7,810		29,551,910
	第 3 項 石油ガス譲与税	4,737,663			△	2,802		4,734,861
	第 4 項 航空機燃料譲与税	327,079			△	2,660		324,419
	第 5 項 地方道路譲与税	10,147				1,234		11,441
						22		22
第 5 款 地方交付税		288,715,684				2,964,434		291,680,168
	第 1 項 地方交付税	288,715,684				2,964,434		291,680,168
第 6 款 交通安全対策特別交付金		635,631				4,403		631,228
	第 1 項 交通安全対策特別交付金	635,631				4,403		631,228
第 7 款 分担金及び負担金		9,941,655				141,641		9,800,014
	第 1 項 分担金	2,893,993				15,104		2,868,889
	第 2 項 負担金	7,057,662				126,537		6,931,125
第 8 款 使用料及び手数料		10,728,677				11,971		10,740,648
	第 1 項 使用料	6,901,130				24,235		6,925,365
	第 2 項 手数料	3,827,547				12,264		3,815,283

第 9 款 国庫支出金						197,679,058
	第 1 項 国庫負担金		210,139,565	△	12,460,507	40,363,550
	第 2 項 国庫補助金		166,614,816	△	12,373,228	154,241,588
第 10 款 財産収入						
	第 1 項 財産運用収入		1,199,749	△	14,400	1,185,349
	第 2 項 財産売却収入		676,386	△	9,585	666,801
			523,363	△	4,815	518,548
第 11 款 寄附金						
	第 1 項 寄附金		54,938		2,526	57,464
			54,938		2,526	57,464
第 12 款 繰入金						
	第 1 項 特別会計繰入金		32,761,366	△	6,246,608	26,514,758
	第 2 項 基金繰入金		2,101,321		131	2,101,452
			30,660,045	△	6,246,739	24,413,306
第 13 款 諸収入						
	第 1 項 延滞金加算金及び過料等		262,935,692	△	25,652,917	237,272,775
	第 2 項 利子収入		388,018	△	3,000	395,018
	第 4 項 貸付金収入		10,032	△	1,203	8,829
	第 5 項 受託事業収入		223,446,127	△	25,395,225	198,050,902
			4,788,493	△	152,290	4,636,203

	第 6 項 收益事業収入	4,099,194	△	107,649	3,991,545
	第 8 項 雑 入	8,368,790		6,450	8,375,240
第 1 4 款 県 債		333,316,000	△	12,204,000	321,112,000
	第 1 項 県 債	333,316,000	△	12,204,000	321,112,000
歳 入	合 計	1,459,706,307	△	52,851,831	1,406,854,476

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円	千円
第 2 款 総務費		38,354,667	1,284,680	39,639,347	
	第 1 項 政策費	4,113,228	△ 3,900	4,109,328	
	第 2 項 総務管理費	19,852,785	1,418,415	21,271,200	
	第 5 項 市町村振興費	4,269,080	△ 128,500	4,140,580	
	第 7 項 人事委員会費	145,830	△ 835	144,995	
	第 8 項 監査委員費	247,468	△ 500	246,968	
第 3 款 県民生活・環境費		8,856,845	△ 4,532	8,852,313	
	第 1 項 県民生活管理費	2,148,704	△ 9,129	2,139,575	
	第 2 項 防災費	3,213,367	322,380	3,535,747	
	第 3 項 環境企画費	861,548	△ 254,300	607,248	
	第 5 項 廃棄物対策費	2,292,289	△ 63,483	2,228,806	
第 4 款 福祉保健費		152,738,327	△ 5,662,316	147,076,011	
	第 1 項 福祉保健費	20,107,871	△ 606,086	19,501,785	
	第 3 項 医療費	6,016,754	△ 1,438,215	4,578,539	

第 4 項	高齢福祉保健費	39,533,978	△	591,184	38,962,794
第 5 項	健康対策費	7,373,290	△	284,605	7,088,685
第 6 項	生活衛生費	1,404,605	△	24,848	1,379,757
第 7 項	障害福祉費	21,206,521	△	2,407,999	18,788,522
第 8 項	児童家庭費	16,710,418	△	309,379	16,401,039
第 5 款	労働費	14,368,186	△	2,305,841	12,062,345
第 1 項	労働委員会費	127,859	△	458	127,401
第 2 項	労政雇用費	12,189,961	△	2,305,383	9,884,578
第 6 款	産業費	110,058,397	△	25,801,862	84,256,535
第 1 項	産業政策費	12,856,330	△	112	12,856,218
第 3 項	商業振興費	77,072,277	△	25,801,750	51,270,527
第 7 款	農林水産業費	101,607,345	△	4,402,126	97,205,219
第 2 項	地域農政推進費	5,684,618	△	1,134,785	4,549,833
第 7 項	水産業費	5,537,918	△	74,810	5,463,108
第 8 項	林業費	18,573,724	△	1,106,643	17,467,081
第 10 項	農地基盤整備費	58,314,646	△	2,084,720	56,229,926
第 11 項	農地計画費	1,213,759	△	1,168	1,212,591

第 8 款 土 木 費									
第 1 項 土木管理費	240,141,493	△	10,216,648	229,924,845					
第 2 項 道路繕りよう費	10,654,807	△	72,000	10,582,807					
第 3 項 河川海岸費	84,728,330	△	6,524,799	78,203,531					
第 4 項 砂 防 費	67,150,372	△	1,887,596	65,262,776					
第 5 項 都市計画費	14,990,687	△	634,168	14,356,519					
第 9 項 港 灣 費	7,047,384	△	187,845	6,859,539					
第 10 項 空 港 費	10,399,295	△	890,026	9,509,269					
	797,141	△	20,214	776,927					
第 9 款 警 察 費									
第 1 項 警察管理費	51,361,619	△	61,911	51,299,708					
第 2 項 警察行政費	47,708,033	△	61,588	47,646,435					
	3,653,586	△	313	3,653,273					
第 10 款 教 育 費									
第 1 項 教育総務費	221,141,221	△	2,033,495	219,107,726					
第 2 項 小中学校費	4,720,513	△	9,038	4,711,475					
第 3 項 高等学校費	129,815,805	△	205,436	129,610,369					
第 4 項 特別支援学校費	53,626,424	△	1,069,783	52,556,641					
第 7 項 保健体育費	17,358,590	△	105,029	17,253,561					
	1,948,850	△	14,100	1,934,750					

	第 8 項 私学教育振興費	10,576,346	△	630,109	9,946,237
第 1 1 款 災害復旧費					
	第 1 項 農林水産施設災害復旧費	20,866,416	△	3,118,865	17,747,551
	第 2 項 土木施設災害復旧費	4,443,940	△	908,229	3,535,711
	第 3 項 警察施設等災害復旧費	16,342,689	△	2,207,364	14,135,325
	第 4 項 教育施設災害復旧費	26,794	△	1,206	25,588
		52,267	△	2,066	50,201
第 1 2 款 県債費					
	第 1 項 県債費	406,425,318	△	168,709	406,256,609
		406,425,318	△	168,709	406,256,609
第 1 3 款 諸支出金					
	第 2 項 雑支出	92,093,520	△	120,206	91,973,314
	第 3 項 地方消費税清算金	2,899,900	△	51,439	2,848,461
	第 4 項 利子割交付金	33,824,925	△	17	33,824,908
	第 6 項 株式等譲渡所得割交付金	804,791	△	49,540	755,251
	第 7 項 地方消費税交付金	110,484	△	110	110,374
	第 8 項 ゴルフ場利用税交付金	23,135,440	△	12	23,135,428
	第 1 0 項 軽油引取税交付金	414,762	△	13,150	401,612
	第 1 2 項 特別地方消費税交付金	5,561,989	△	5,589	5,556,400
		500	△	349	151

第14款 予備費			300,000	△	240,000	60,000
	第1項 予備費		300,000	△	240,000	60,000
歳	出	計	1,459,706,307	△	52,851,831	1,406,854,476

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法
道路事業費	12,985,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)。	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	12,151,000	千円	補正前に同じ				
河川事業費	29,190,000					28,986,000						
海岸事業費	4,177,000					4,137,000						
防砂事業費	7,897,000					7,656,000						
街路事業費	361,000					360,000						
公園事業費	1,192,000					890,000						
公営住宅建設事業費	414,000					374,000						
港湾事業費	5,489,000					4,852,000						
空港事業費	203,000					190,000						
水産事業費	179,000					165,000						
漁港事業費	792,000					784,000						

林道事業費	787,000	788,000				
治山事業費	4,480,000	4,135,000				
農地事業費	11,895,000	9,950,000				
災害復旧事業費	6,007,000	5,016,000				
学校教育施設等整備事業費	3,445,000	3,133,000				
社会福祉施設整備事業費	1,244,000	638,000				
防災対策事業費	726,000	759,000				
地方道路等整備事業費	19,017,000	16,451,000				
合併特例事業費	2,935,000	3,021,000				
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	2,116,000	1,879,000				
河川等整備事業費	135,000	91,000				
臨時高等学校改築等事業費	1,526,000	654,000				
警察施設整備事業費	775,000	772,000				
交通安全施設整備事業費	554,000	557,000				

本庁舎改修事業費	179,000				177,000	
地域機関改修事業費	1,185,000				1,024,000	
地域プロジェクト事業費	143,000				137,000	
医療体制整備事業費	171,000				84,000	
魚沼基幹病院出資事業費	208,000				206,000	
集落雪崩対策事業費	7,000				6,000	
行政改革推進債	11,774,000				11,121,000	
退職手当債	8,815,000				8,219,000	
北陸新幹線整備事業費	9,782,000				9,746,000	
減収補てん債	845,000				317,000	
合計	333,316,000				321,112,000	

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ423,025千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,610,654千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第 1 款 災害救助事業収入		2,187,629	423,025	2,610,654
	第 1 項 国庫支出金	53,573	47,514	6,059
	第 3 項 寄附金	1,600	950	2,550
	第 4 項 繰入金	348,318	699,295	1,047,613
	第 5 項 諸収入	37,156	248	37,404
	第 6 項 県債	9,733	9,733	
	第 7 項 分担金及び負担金	1,738,999	220,221	1,518,178
歳 入	合 計	2,187,629	423,025	2,610,654

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
第 1 款 災害救助事業費			2,183,129	427,525	2,610,654
		第 1 項 災害救助費	1,795,344	80,661	1,876,005
		第 2 項 基金積立金	384	346,733	347,117
		第 4 項 繰出金	320,644	131	320,775
第 2 款 予備費			4,500	△ 4,500	
		第 1 項 予備費	4,500	△ 4,500	
歳出	合計		2,187,629	423,025	2,610,654

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	
災害援護事業資金費	9,733	千円	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。							